皆様のご意見を募集します！



福井市パブリック・コメント（市民意見募集）制度

■募集する案件について

案 件 名	福井市手話言語条例（素案）
概　　要	福井市では、手話を独自の言語体系と文化的価値を有する言語として位置付け、その理解促進、普及及び継承を推進するため、新たに「福井市手話言語条例」を制定します。本条例は、平成31年4月に制定した「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」から手話施策に関する規定を独立・充実させるものです。 この条例素案について、市民の皆様からご意見を募集します。
募集期間	令和8年12月1日（火）～12月25日（金）
意 見 の 提出方法	【送付・窓口】 〒910-8511　福井市大手3丁目 10 番1号 福井市役所　障がい福祉課 【E メール】 sfukusi@city.fukui.lg.jp 【FAX】　（0776）20－5435 ※電子申請サービスからも応募できます。 https://shinsei.e-fukui.lg.jp/fMbpKQzr
資 料 の 閲覧場所	障がい福祉課（市役所別館1階）、文書法制課（本館3階）、 市役所総合案内（本館1階）、図書館、桜木図書館、 美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所の窓口 ※市のホームページ「パブリック・コメント」でも閲覧できます。 https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kotyou/pabcom/top.html
お問い合わせ	福井市　福祉健康部　障がい福祉課 TEL（0776）20－5435　FAX（0776）20－5407 E メール　sfukusi@city.fukui.lg.jp

■パブリック・コメント（市民意見募集）制度とは？

市の政策等をより良いものとするため、市民生活に関係する条例や計画などをつくる際、その素案を公表し、広く市民の皆様から意見や情報を提出していただく機会を設ける制度です。

皆様から提出された意見については、可能な限り政策等の立案へ反映させるよう努めるとともに、市の考え方と併せて公表いたします。

福 井 市 パブリック・コメント（市民意見募集）制度　提出用紙

案件名	福井市手話言語条例(素案)		
氏　　名		住　　所	
該当するものにチェックしてください。 □市内に在住　□市内に事務所(事業所)がある　□市内に通勤通学　□その他			
○条例(素案)に対する意見を自由にご記入ください。			

提出先:〒910-8511　福井市役所　福祉健康部　障がい福祉課(別館1階)
TEL ： 20－5435　FAX ： 20－5407
E-mail ： sfukusi@city.fukui.lg.jp
※電子申請・届出サービスからも応募できます。